建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正等に伴う 申請手数料の追加と規定の整備について

1 改正理由

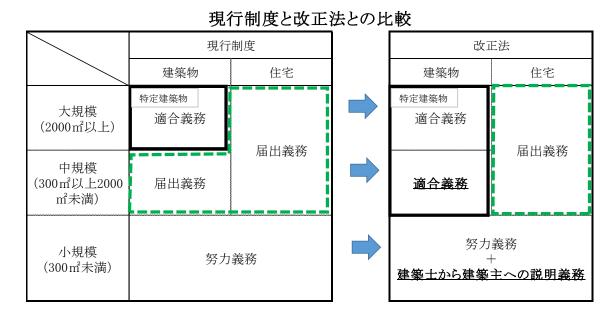
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)(以下「建築物省エネ法」という。)及び建築物省エネ法施行令の一部が改正された。併せて、国土交通省より「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の準備について(技術的助言)」が令和2年9月4日に発出され、「適合判定等に係る手数料条例の改正等について」が示された。

これに伴い、世田谷区手数料条例(以下「手数料条例」という。)の一部を改正する。 本件については、総務部より、令和3年第1回定例会に提案する。

- 2 手数料条例改正に関連する法改正等の概要
 - (1) 建築物省エネ法の一部改正等の主な内容
 - ① 適合判定が必要となる床面積規模について「2,000㎡以上」とされていたものが「300㎡以上」に変更となり、対象が拡大。
 - ② 戸建て住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け等に伴う規定の整備。
 - (2) 技術的助言等の主な内容
 - ① 床面積の区分について「 $300 \text{ m}^2 \sim 2$, 000 m^2 」を「 $300 \text{ m}^2 \sim 1$, 000 m^2 」及び「1, $000 \text{ m}^2 \sim 2$, 000 m^2 」の区分に分割して設定。
 - ② 都市の低炭素の促進に関する法律(平成24年法律第84号)における省エネ性能の評価に係る低炭素認定の区分の変更。
- 3 施行予定日 令和3年4月1日
- 4 条例改正新旧対照表 別紙2-1、別紙2-2のとおり。
- 5 添付資料
 - (別紙1) 手数料条例改正に関連する法改正等の概要について
 - (別紙2-1) 新旧対照表 (手数料条例 別表第2)
 - (別紙2-2)新旧対照表(手数料条例 別表第3)
 - (参考1) 建築物省エネ法改正資料(技術的助言等)
 - (参考2)新旧対照表(建築物省エネ法等一部改正)

手数料条例改正に関連する法改正等の概要について

- 1 建築物省エネ法等の一部改正の主な内容
 - ① 適合判定が必要となる床面積規模について「2,000㎡以上」とされていたものが「300㎡以上」に変更となり、対象が拡大。
 - ② 戸建て住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付け等に伴う規定の整備。



世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

都市の低炭素の促進に関する法律

改	正後		改正前
○世田谷区手数料条例		○世田谷区手数料条例	
	平成12年3月13日条例第3号		平成12年3月13日条例第3号
則丰第9 (第9条則核)		別実第9 (第9条関係)	

引表	第 2	(第2条関係)										
	事務			名和	か及び額		徴収時					
-	都市の	低炭素類	医炭素建築物新築等計画認定申請手数料 詞									
ŕ	低炭素	低炭素	大建築物	新築等	計画認定申請手	数料の額	請の					
ł	化の促	は、沙	ての1及で	ブ2に	掲げる区分に応	じて、次に	とき。					
ŀ	進に関	掲げる	5額(申請	青に併	せて都市の低炭	素化の促進						
Ì	する法	に関す	ける法律領	第54条	:第2項の規定に	基づく申						
2	律(平	出がま	あった場	合にお	いては、1の建築	築物につい						
,	成24年	て別ま	長第1の9	95の2	の項に掲げる額	(申請に係						
	法律第	る計画	画に特定?	建築基	準適合審査をす	る部分が						
Š	84号)	含まれ	1る場合)	におい	ては当該部分ご	とに同表						
	第54条	Ø820	02の項	に掲げ	でる額の手数料を	、建築基準						
	第1項	法第8	7条の41	に規定	する昇降機に係	る部分が						
	の規定	含まれ	1る場合)	におい	ては当該昇降機	1 基につ						
	に基づ	いて同	司表の950	$\mathcal{D} 4 \mathcal{O}$	項又は95の5の	項に掲げ						
	く低炭	る額の)手数料	を加え	た額) の手数料	を加えた						
	素建築	額)	1									
ś	物新築	1 申	(1) (現行に	同じ)							
1	等計画	請に	(2)	イ								
	の認定	併せ	共同	(
	の申請	て区	住宅	現								
	に対す	長が	等(共	行								
	る審査	指定	同住	に								
L			•			•						

別表第2(第2条関係)

		V1 NI/								
事務	名称及び額									
						期				
都市の	低炭素建	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料								
低炭素	低炭素	秦建築物 第	新築等	計画認定申請	青手数料の額	請のと				
化の促	は、次	ての1及で	ブ2に	掲げる区分に	応じて、次に	こき。				
進に関	掲げる	5額(申請	青に併	せて都市の低	炭素化の促進					
する法	に関す	トる法律領	第54条	第2項の規定	どに基づく申					
律(平	出がま	うった場合	合にお	いては、1の	建築物につい	`				
成24年	て別表	長第1の9	95の2	の項に掲げる	5額(申請に係	系				
法律第	る計画	画に特定	建築基	準適合審査を	とする部分が					
84号)	含まれ	こる場合に	こおい	ては当該部分	うごとに同表					
第54条	Ø820	02の項(こ掲け	でる額の手数料	4を、建築基準	善				
第1項	法第8	7条の41	こ規定	でする昇降機に	に係る部分が					
の規定	含まれ	こる場合に	こおい	では当該昇陸	降機1基につ					
に基づ	いて同	司表の950	$D4 \sigma$	項又は95の5	の項に掲げ					
く低炭	る額の)手数料	を加え	た額)の手数	枚料を加えた					
素建築	額)	額)								
物新築	- ,	(1)(省	î 略)							
等計画	請に	(2)	イ							
の認定	併せ	共同	(
の申請	て区	住宅	省							
に対す	長が	等(共	略)							
る審査	指定	同住								

改正後	改正前
する 表 で で で で で で で で で	する 大

	 改正後	改正前
ると示書が出れ場	改正後 同	改正前 いることを示す書類が提出された場合 (ハ) (省略) (新規) (新規) おおけた場合 (カ) (大) (新規) (新規) 部分(住戸の部分、共用廊下で等の部分、共用廊下で等のの合計がいう。300平方メリアに対する。300平方メリアに対する。300平方メリアに対する。26,000でのカートルを開発を22,000でのカートルを開発を22,000であり、アートルトルの内のカートルの内
(3)		

改正後		改正前
合	超え1,000 平方メー トル以内 のもの 当該部分 180,000 の床面積 の合計が 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の (以下現	会 当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え2,000 平方メー トル以内 のもの (以下省
宅の	行に同じ) (現行に 同じ) 当該部分 300,000 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー トル以内 のもの 当該部分 384,000	(イン

	 改正後				 改正前				
(1) 及び (2) 以外 の建 築物 1, え内	の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの (以下現行に同じ) (現方メートルを超え (現のので方メートル以内のものとので方メートルを超 (現のので方メートルを超 (現のので方メートルとのしたのとのので方メートルとのしたのとののでありまた。 (現代のでありまた。 (現代ののでありまた。 (現代ののでありまた。 (現代ののでありまた。 (現代ののでありまた。 (現代ののでありまた。 (現代ののでありまた。 (現代のでありを、)。 (現代のな)。 (現代のを)。 (現代のを)。 (現代のを)。 (現代のを)。 (現代のを)。 (現代のを)。 (現				(3) (1) 及(2) 以の 築物	(省略) (新規) 建築物の延ィ 平方メート/ 2,000平方メ のもの	レを超え	(新規)	
	(以下現行に同じ) 等計画変更認定申請手数料	変更認	】	の低炭素類	 建築物新	(以下省略) 築等計画変更		<u> </u> 数料	変更認
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	定申請	1 1 1	.		新築等計画変			定申請
	及び2に掲げる区分に応じて、		化の位			1及び2に推			
	申請に併せて都市の低炭素化の	き。	進に			(申請に併せ	***		き。
する法促進に関する法	律第55条第2項において準用		する	去 促進し	こ関する	法律第55条第	第2項におい	て準用	
律第55 する同法第54条第	第2項の規定に基づく申出が		律第5	55 する [司法第54	条第2項の規	見定に基づく	申出が	
条第1 あった場合にお	いては、1の建築物について別		条第	1 あった	た場合に	おいては、1	の建築物に	ついて別	

											Ē	<u></u> 收正前			
項の規	表第1の95の2の項に掲げる額(申請に係る計						項の規	表第 1	の95の	2の項	に掲げる	る額(申請)	に係る計		
定に基	画に集	寺定建築.	基準道	合審查	をする部分	が含ま		定に基	画に集	持定建築	基準道	合審查	をする部分	が含ま	
づく低	れる場	場合にお	いては	上当該部 分	分ごとに同	表の82		づく低	れる場	場合にお	いては	当該部分	分ごとに同	表の82	
炭素建	Ø 20	つ項に掲	げる額	頁の手数料	斗を、建築	 基準法第		炭素建	Ø 2 Ø	項に掲	げる額	頁の手数料	斗を、建築を	基準法第	
築物新	87条の	04に規	定する	昇降機に	こ係る部分	が含ま		築物新	87条の	04に規	定する	昇降機に	こ係る部分	が含ま	
築等計	れる場	場合にお	いては	出該昇降	条機1基に	ついて		築等計	れる場	場合にお	いては	当該昇阿	降機1基に	ついて	
画の変	同表の	つ95の4	の項又	(は95の)	5 の項に掲	げる額		画の変	同表の	D95Ø4	の項又	(は95の)	5 の項に掲	げる額	
更の認	の手数	数料を加	えた額	〔〕の手数	数料を加え	た額)		更の認	の手数	枚料を加	えた額	(1) の手数	数料を加え	た額)	
定の申	1 申	(1)	(現行	テに同じ))			定の申	1 申	(1)	(省略	子)			
請に対	請に	(2)	イ					請に対	請に	(2)	イ				
する審	併せ	共同	(する審	併せ	共同	(
査	て適	住宅	現					査	て適	住宅	省				
	合性	等	行						合性	等	略)				
	確認		に						確認						
	機関		同						機関						
	が作		じ)						が作						
	成し		口	(1)					成し		口	(イ)			
	た都		1	(現					た都		1	(省			
	市の		0	行に					市の		0)	略)			
	低炭		建	同じ)					低炭		建				
	素化		築	(口)	(現行に				素化		築	(口)	(省略)		
	の促		物	` ′	(別)(C)(同じ)				の促		物	共用			
	進に		0		当該部分	11,000			進に		0	廊下	(新規)	(新規)	
	関す		申		の床面積	<u>,</u> 円			関す		申	等の	(/ / ///	(/ / ///////	
	る法		請	,	の合計が				る法		請	部分			
	律第		0		300平方メ				律第		\mathcal{O}	Fi->3			
	54条		場		ートルを				54条		場				

	改正後	改正前
第項号掲る準適しいこをす類提さた合	改正後 超え1,000 平方メートル以内 のもの 当該部分 1,000平方 メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の (以下現行に同じ) 18,000 円 の合計が メートル を超え 2,000平方 メートル 以内のも の の (以下現行に同じ) (ハ) (現行に同じ) 毎該部分 部分 11,000 円 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メートルと 超え1,000 平方メートル以内 のもの	次正前 京1 百名 日本
	当該部分 18,000	当該部分 18,000

		改正前
同じ 口1の建築物の申請の場合	(イ) (現 行に 同じ) (ロ) (現行に 共用 同じ) 当該部分 72,000 等の の床面積 円 の合計が 300平方メ ートルを 超え1,000 平方メー	ロ (イ) 1 (省 の 略) 建 築 (ロ) (省略) 物 共用 の 廊下 印 等の 部 部分 の 場 合 (新規) (新規)
合		会 当該部分 の床面積 の合計が 300平方メ ートルを 超え2,000 平方メー トル以内 のもの

改正後			
	0		
	(以下現		(以下省
	行に同じ)		略)
	(現行に	(/\	
	同じ)		作住 (本口)
	当該部分 154,000		さの (新規) (新規)
部分	の床面積	H H	部分
	<u>の合計が</u> 200平本		
	300平方メ ートルを		
	超え1,000		
	<u>超え1,000</u> 平方メ <u>ー</u>		
	<u>トル以内</u>		
	<u>のもの</u>		
	当該部分 198,000		当該部分 198,000
	の床面積 円		の床面積
	の合計が		の合計が
	1,000平方		300平方メ
	メートル		ートルを
	を超え		超え2,000
	2,000平方		平方メー
	メートル		トル以内
	以内のも		のもの
	<i>O</i>		
	(以下現		(以下省
	行に同じ)		略)
(3) (現行に同じ		(3) (省略)	
(1) 建築物の延べ	で面積が300 154,000	(1) (新規)	(新規)

改正後		改正前			
及び 平方メートルを超え	<u>円</u>	及び			
(2) 1,000平方メートル以内		(2)			
以外 <u>のもの</u>		以外			
の建 建築物の延べ面積が	198, 000	の建	建築物の延べ面積が <u>300</u>	198,000	
築物 <u>1,000平方メートル</u> を超	円	築物	平方メートルを超え	円	
え2,000平方メートル以			2,000平方メートル以内		
内のもの			のもの		
(以下現行に同じ)			(以下省略)		

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。

備考

- 1 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。

別紙 2-2

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

建築物省エネ法

改正後 改正前

○世田谷区手数料条例

平成12年3月13日条例第3号

附 則(平成12年6月26日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則(令和2年3月4日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、 |別表第1の1の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び||別表第1の1の項の改正規定、同項の次に1項を加える改正規定及び 同表の3の項の改正規定は令和2年3月10日から、同表の71の項の改同表の3の項の改正規定は令和2年3月10日から、同表の71の項の改 正規定は同年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月○日条例第○号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第3(第2条関係)

事務	名称及び額						
第 1	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	計画					
建築	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の	提出					
物の	額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に	又は					
エネ	掲げる額	計画					
ルギ	1 非住宅部分 当該非住宅部分の床面 16,700円	通知					
一消	(建築物省エネ <u>積の合計が300平方メ</u>	のと					
費性	法第11条第1項 <u>ートル以上1,000平方</u>	き。					
能の	に規定する非住 メートル未満のもの						
向上	宅部分をいう。 当該非住宅部分の床面 27,100円						
に関	以下この表にお 積の合計が <u>1,000平方</u>						
する	いて同じ。)のメートル以上2,000平						

○世田谷区手数料条例

平成12年3月13日条例第3号

附 則(平成12年6月26日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則(令和2年3月4日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定、

正規定は同年4月1日から施行する。

別表第3(第2条関係)

事務	名称及び額					
第 1	建築物エネルギー	消費性能適合性判定手数	枚料	計画		
建築	建築物エネルギ	一消費性能適合性判定到	=数料の	提出		
物の	額は、次の1及び	び2に掲げる区分に応じ	て、次に	又は		
エネ	掲げる額			計画		
ルギ	1 非住宅部分	(新規)	(新規)	通知		
一消	(建築物省エネ			のと		
費性	法第11条第1項			き。		
能の	に規定する非住					
向上	宅部分をいう。	当該非住宅部分の床面	27, 100円			
に関	以下この表にお	積の合計が <u>300平方メ</u>				
する	いて同じ。)の	<u>ートル</u> 以上2,000平方				

			改正後						改正前	
法律	用途が	工場等	方メートル未満のもの			法律	用途が	ぶ工場等	メートル未満のもの	
(平	(工場	、危険物	(以下現行に同じ)			(平	(工場	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(以下省略)	
成27	の貯蔵	又は処理				成27	の貯蔵	(又は処理		
年法	に供す	るもの、				年法	に供す	るもの、		
律第	水産物	の増殖場				律第	水産物	刃の増殖場		
53	又は養	殖場、倉				53	又は養	養殖場、倉		
号。	庫、卸	売市場、				号。	庫、距]売市場、		
以下	火葬場	又はと畜				以下	火葬場	景又はと畜		
「建	場、汚	物処理場、				「建	場、汚	物処理場、		
築物	ごみ焼	却場その				築物	ごみ烤	E却場その		
省工	他の処	理施設を				省工	他の処	L理施設を		
ネ	いう。	以下この				ネ	いう。	以下この		
法」		いて同				法」	· ·	いて同		
とい		のみであ				とい	-	のみであ		
う。)		物の当該				う。)		等物の当該		
第12	非住宅	部分				第12	非住宅			
条第			当該非住宅部分の床面	110, 700	1	条第		(1) モ	(1) 1// = /	(新規)
1項	以外		積の合計が300平方メ	<u>円</u>		1項	以外	デル建		
及び	の非	物法	<u>ートル以上1,000平方</u>			及び	の非	物法		
第13	住宅		メートル未満のもの			第13	住宅	(以下		
条第	部分		当該非住宅部分の床面	145, 700		条第	部分		当該非住宅部分の床面	145, 700
2項			積の合計が <u>1,000平方</u>	円		2項			積の合計が <u>300平方メ</u>	円
の規			メートル以上2,000平			の規		場合	<u>ートル</u> 以上2,000平方	
定に		場合	方メートル未満のもの			定に			メートル未満のもの	
基づ			(以下現行に同じ)			基づ			(以下省略)	
く建		(2) 標	当該非住宅部分の床面	<u>284, 400</u>		く建		(2) 標	(新規)_	(新規)
築物、		準入力	積の合計が300平方メ	<u>円</u>		築物、		準入力		
エネ		法等	ートル以上1,000平方			エネ		法等		

	 改正後			 改正前	
ルギ	(実際 メートル未満のもの		ルギ	(実際	
一消		57, 100	一消	の設計当該非住宅部分の床面	367, 100
費性	仕様の 積の合計が1,000平方	´ 円	費性	仕様の 積の合計が300平方メ	´ H
能適	条件を メートル以上2,000平		能適	条件を - トル以上2,000平方	
合性	基に算 方メートル未満のもの		合性	基に算メートル未満のもの	
判定	定した (以下現行に同じ)		判定	定した (以下省略)	
	一次工			一次工	
	ネルギ			ネルギ	
	一消費			一消費	
	量を用			量を用	
	いて評			いて評	
	価する			価する	
	方法を			方法を	
	いう。			いう。	
	以下こ			以下こ	
	の表			の表	
	(第3			(第3	
	の部、			の部及	
	第4の			び第4	
	部 <u>並び</u>			の部を	
	に備考			除く。)	
	第2項			におい	
	を除			て同	
	<.)			U.)	
	におい			による	
	て同			場合	
	じ。)				
	による				

	改正後		改正前	
	場合			
<u></u> 第 2		亦田	第 2	
<i>异 △</i>	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	変更 計画		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る 変更 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 計画
建築		提出	建築	
地名 地名		及は	建築 物省	
工之		変更		
法第			二次	
12条		通知	12条	
第2	1 非住宅部分の当該非住宅部分の床面 11,800円		第2	
項及		き。	項及	
び第			び第	第一みである建築物
13条	の当該非住宅部メートル未満のもの		13条	条の当該非住宅部
第3	分 当該非住宅部分の床面 19,100円		第3	3 分 当該非住宅部分の床面 19,100円
項の	積の合計が <u>1,000平方</u>		項の	の 積の合計が <u>300平方メ</u>
規定	メートル以上2,000平		規定	定 ートル以上2,000平方
に基	方メートル未満のもの		に基	基 メートル未満のもの
づく	(以下現行に同じ)		づく	
建築	2 1 (1) モ 当該非住宅部分の床面 77,600円			築 2 1 (1) モ (新規) (新規)
物工	以外 デル建 積の合計が300平方メ		物工	
ネル	の非 物法に - トル以上1,000平方		ネル	V29F 101A(C
ギー	住宅 よる場 メートル未満のもの		ギー	
消費	部分 合 当該非住宅部分の床面 102,100		消費	
性能	積の合計が <u>1,000平方</u> 円		性能	
確保	メートル以上2,000平		確保	170
計画	方メートル未満のもの		計画	
の変	(以下現行に同じ)		の変	変 (以下省略)

更にる建築	改正後 (2) 標 <u>当該非住宅部分の床面</u> <u>199,200</u> 準入力 積の合計が300平方メ 円	更に	(0)	改正前	
建築	準入力 積の合計が300平方メ 円		(2) 標	(新規)	(新規)
		係る	準入力		
,1 ,	法等に ートル以上1,000平方	建築	法等に		
物工	よる場メートル未満のもの	物工	よる場		
ネル	合 当該非住宅部分の床面 257,100	ネル	合	当該非住宅部分の床面	257, 100
ギー	積の合計が1,000平方 円	ギー		積の合計が300平方メ	円
消費	メートル以上2,000平	消費		ートル以上2,000平方	
性能	方メートル未満のもの	性能		メートル未満のもの	
適合	(以下現行に同じ)	適合		(以下省略)	
性判		性判			
定		定			
['		, -		消費性能向上計画認定申	
1			料		申請
建築		のと 建築		一消費性能向上計画認定	
物省、	3311	き。 物省、		の1及び2に掲げる区分	
エネ	て、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ法	工ネ		額(申請に併せて建築物	
法 <u>第</u>	第35条第2項の規定に基づく申出があった場合	法 <u>第</u>		規定に基づく申出があっ	
<u>35条</u>	においては、1の建築物について別表第1の95	<u>30条</u>	Ī	の建築物について別表第	
第1	の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築	第1		る額(申請に係る計画に	
項の規定	基準適合審査をする部分が含まれる場合におい ては火茶がハブトに目表の2000の00円に担ばる	現の 規定		する部分が含まれる場合	
規定 に基	ては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる 額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する	ストラー		とに同表の82の2の項に # 第 其 準 注 第 9 7 条 の 4 に	
「でを」	親の子級科を、建築基準伝第87条の4に規定9つ 昇降機に係る部分が含まれる場合においては当	に基		書築基準法第87条の4に 分が含まれる場合におレ	
建築	新降機に係る部分が含まれる場合においては当 該昇降機1基について同表の95の4の項又は95	建築		ガかさまれる場合にねり ついて同表の95の4の項	
物工	の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当	地		ういて同表の95の4の9 る額の手数料を加えた額	
おエーネル	からの頃に拘りる領の子数杯を加えた領)に相当する額を加えた額)	マート マー・	する額を加えた	- 121	R/ (〜17日 〓
ギー	9 る領を加えた額) 1 (1) (現行に同じ)	ギー	9 る額を加えた 1 (1) (省略	****	
消費	申(2) ロ 1 (イ) (現行に同じ)		申(2) 口 1	(イ) (省略)	

				改正征								改正	 前		
性能	請	(1	の建	(現				性能	請	(1	の建	(省			
向上	に)以	築物	行に				向上	12)以	築物	略)			
計画	併	外	の申	同				計画	併	外	の申				
の認	せ	の	請の	じ)				の認	せ	\mathcal{O}	請の				
定の	て	建	場合	(口)				定の	て	建	場合	(口)			
申請		築		非住	当該非住宅部分	16,700円		申請	建	築		非住	(新規)	(新規)	
に対	築	物		宅部	の床面積の合計			に対	築	物		宅部			
する	物			分	が300平方メー			する	物			分			
審査	省				トル以上1,000			審査	省						
	工				平方メートル未				工						
	ネ				満のもの				ネ						
	法				当該非住宅部分	27, 100円			法				当該非住宅部分	27, 100円	
	<u>第</u>				の床面積の合計				<u>第</u>				の床面積の合計		
	35 条 第				が <u>1,000平方メ</u>				<u>30</u> 条				が <u>300平方メー</u>		
	<u>条</u>				ートル以上				<u>条</u>				トル以上2,000		
					2,000平方メー				第				平方メートル未		
	1				トル未満のもの				1				満のもの		
	項				(以下現行に同				項				(以下省略)		
	各口				じ)				各口						
	号 に								号 に						
	掲								掲						
	拘 げ								抱 げ						
	る								る						
	基基								基						
	準								進						
	に								に						
	適								適						

改正後		改正前
合していることを示す書類として	合していることを示す書類として区	改正前
区長が定めるものが提出され	区長が定めるものが提出され	

改正		改正前
た 場 合 2 (2) ロ 1 (ロ) 1 (1 の建 非住 以)以 築物 宅部 外 外 の申 分	モデル (現行 建物法 に同 (以下 じ) 現行に <u>当該非</u> 110,700	た 場 合 2 (2) ロ 1 (ロ) モデル (省 1 (1 の建 非住建物法 略) 以)以 築物 宅部 (以下 外 外 の申 分 省略)に (新 (新規)
の の 講の 場合 会 築 物	同じ)に 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メ ートル 未満の	の の
	<u>もの</u> 当該非 145,700 住宅部 円 分の床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル	当該非 145,700 住宅部 円 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以

改正後	改正前
以上	上
2,000	2,000
平方メ	平方メ 平方メ
ートル	
もの to	
以下	(以下
現行に	
標準入(現行	標準入(省
カ法等に同	力法等 略)
(実際 じ)	(実際
の設計 当該非 284,400	の設計 (新 (新規)
条件を <u>分の床</u>	条件を
基に算 <u>面積の</u>	基に算 基に算
一次エ <u>300平</u>	
一	
屋内周 1,000	屋内周
の年間	
を用い <u>もの</u>	
て評価 当該非 367,100	
	する方 住宅部 円

	改正後	改正前
	法をい 分の床	法をい 分の床
	う。第4面積の	う。第4面積の
	の部及合計が	の部に
	び備考 1,000	おいて 300平
	第2項 平方メ	同じ。) <u>方メー</u>
	におい ートル	によるトル以
	て同 以上	場合上
	じ。) に2,000	2,000
	よる場「平方メ	
	合トル	
	未満の	
	もの	もの
第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 変更	第4 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請 変更
]	手数料	手数料
建築	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申申請	建築 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申 申請
物省	請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応のと	物省 請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応のと
エネ	じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネき。	エネ じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物省エネ)き。
法 <u>第</u>	法第36条第2項において準用する建築物省エネ	法 <u>第</u> 法 <u>第31条</u> 第2項において準用する建築物省エネ
<u>36条</u>	法第35条第2項の規定に基づく申出があった場	31条 法 <u>第30条</u> 第2項の規定に基づく申出があった場
第1	合においては、1の建築物について別表第1の95	第1 合においては、1の建築物について別表第1の95
項の	の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築	項の の2の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築
規定	基準適合審査をする部分が含まれる場合におい	規定 基準適合審査をする部分が含まれる場合におい
に基	ては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる	に基 ては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる
づく	額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する	づく 額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する
建築	昇降機に係る部分が含まれる場合においては当	建築 昇降機に係る部分が含まれる場合においては当
物工	該昇降機1基について同表の95の4の項又は95	物工 該昇降機1基について同表の95の4の項又は95
ネル	の5の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当	ネル の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当
ギー	する額を加えた額)	ギー する額を加えた額)

改正後	改正前
消費 1 (1) (現行に同じ)	消費 1 (1) (省略)
性能 申 (2) イ	性能 申 (2) イ
向上 請 (1 (現	
計画 に)以 行に	計画 に)以 略)
の変 併 外 同	の変 併 外
更の せ の じ)	更のしせの
認定 て 建 口 1 (イ)	認定 て 建 口 1 (イ)
の申 建 築 の建 (現	の申 建 築 の建 (省
請に	請に 築 物 築物 略)
対す物の制同	対す 物 の申
る審 省 請の じ)	る審 省 請の
査	査
ネ 非住 当該非住宅部分 11,800円	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
法 宅部 の床面積の合計	
第 分 が300平方メー	第 分
35 トル以上1,000 平方メートル未	
条 平方メートル未	<u>条</u>
第 満のもの	第
当該非住宅部分 19,100円	当該非住宅部分 19,100円
項の床面積の合計	の床面積の合計
各 が <u>1,000平方メ</u>	各 が300平方メー
号ートル以上	号 トル以上2,000
に 2,000平方メー	で
掲 トル未満のもの (以下租行に同 1 1 1 1 1 1 1 1 1	掲 満のもの (バス栄唆)
a c) E) E) E E E E E E E	
145	

改正後		改正前	
に 適	に 適		
合しし	合し		
	い る		
と を を	と を		
示 す	すす		
書	書		
類	類 と と		
	して		
	区		
長 が が	長 が		
定め	定め		
	る		
も の	も の		
が	が 提 		
出出	出		

改正後	改正前
された場合 2 (1) (現 1 行に同じ) (2) イ (別 (1 (現 の)以 行に場 か 同 で) を築 切 でにの申 請の じ) 場合 (ロ) モデル (現で非住 建物法 に同 で) 場合 (ロ) モデル に同 で) が場合 当該非 77,600円 住宅部 分の床 面積の合計が 300平 方メートル以	された 場合 (1) (省 1 略) 以(2) イ(省 略) 以 (3 外 (1 略) 以 外 の)以 場 外 の 母 (4 略) の申 請の 場合 (ロ) モデル (省 略) (新規) (新規)

改正後		改正前
上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	102, 100 円	当該非 102,100 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 2,000 平方トル 未あの もの (以下 省略)
標準入 (現行 力法等 に同 による じ) 場合 <u>当該非</u>	199, 200	標準入 (以下 力法等 省略) による 場合 (新規) (新規)

改正後	改正前
現行に 同じ)	省略)
第5 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨 認定 の認定申請手数料 申請 建築 建築物エネルギー消費性能基準に適合している のと 物省 旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げき。	第5 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨 認定 の認定申請手数料 申請 建築 建築物エネルギー消費性能基準に適合している のと 物省 旨の認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げき。
エネ る区分に応じて、次に掲げる額 法 <u>第</u> 1 (1) (現行に同じ)	エネ る区分に応じて、次に掲げる額 法第 1 (1) (省略)
41条 申 (2) イ 第 2 請 (1 (現 項の に)以 行に	36条 申 (2) イ 第2 請 (1 (省 項の に)以 略)
規定 併 外 同 に基 せ の じ) づく て 建 ロ 非 (現行に同じ)	規定 併 外 に基 せ の づく て 建 ロ 非 (省略)
建築 建 集 住宅 当該非住宅部分の床面 16,700円 物工 築 物 部分積の合計が300平方メ	建築 建 集 集 (新規) (新規) 物工 築 物 部分
ネル 物 ギー 省 メートル未満のもの 消費 エ 当該非住宅部分の床面 27,100円	ネル 物
性能 ネ 積の合計が <u>1000平方メ</u> 基準 法 <u>ートル以上</u> 2,000平方	性能 ネ 積の合計が300平方メ 基準 法 ートル以上2,000平方
合し 2 てい 条 (以下現行に同じ)	合し 2 てい 条 (以下省略)
る旨 <u>第</u> の認 <u>1</u>	る旨 第 の認 3

改正後	改正前
改正後	改正前を正前の計が、表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表

	改正後	改正前
2 (1) イ〜ハ 1 (現 以 現 行に 外 行 同 の に じ)		2 (1) イ~ハ 1 (省 以省略) 外略) の +1
場 同 じ (2) イ (1) 外の建築物 口 住か 非宅へ) (現 行 に 同 じ) (イ) (現行に同じ) モ <u>当該非住宅部分</u> <u>110,700</u>	場合 (2) イ (イ) (1 (省 ~)以 略) (ハ 外 の (省 略) 中 ((
部分	デ の床面積の合計 円 ル が300平方メート 円 建 ル以上1,000平方 物 メートル未満の 法 もの に 当該非住宅部分 145,700 よ の床面積の合計 円 る が1,000平方メー 円 場 トル以上2,000平	部分 建 物 法 に 当該非住宅部分 よの床面積の合計 るが300平方メート 場 ル以上2,000平方

改正後		改正前
方の (以)方の (以) <t< th=""><th>現行に同じ) 住宅部分 積の合計 ア方メート 1,000平方 ル未満の 住宅部分 367,100 積の合計 0平方メー 上2,000平 トル未満</th><th> ウェア ウェ</th></t<>	現行に同じ) 住宅部分 積の合計 ア方メート 1,000平方 ル未満の 住宅部分 367,100 積の合計 0平方メー 上2,000平 トル未満	ウェア ウェ
第6 建築物エネルギー消費性能確保語 な変更に該当していることを証言 請手数料 建築物 建築物エネルギー消費性能確保 のエネ 微な変更に該当していることを ルギー 付申請手数料の額は、次の1及 消費性 に応じて、次に掲げる額 能の向 1 非住宅部分の 当該非住宅部 上に関 用途が工場等の 積の合計が300	する書面の交付申 申請 のと 保計画の変更が軽 を証する書面の交 及び2に掲げる区分 3分の床面 11,800円	第6 建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微 な変更に該当していることを証する書面の交付申

		改正後						改正前	
		ートル以上1,000平方			する法		る建築物		
	分	メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面 積の合計が1,000平方 メートル以上2,000平 方メートル未満のもの (以下現行に同じ)	19, 100円	大 2 1 1	津 規 (28 土 省 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	の当該分		当該非住宅部分の床面 積の合計が <u>300平方メ</u> ートル以上2,000平方 メートル未満のもの (以下省略)	19, 100円
第11条 の規 に基 く な な な な れ ギ ル ギ ル ボ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	以外デル建の非物法に住宅よる場	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面	77, 600円 102, 100	第 6 1 4 7	第11条 の規定	2 1 以外 の非 住宅 部分	(1) モ デル建 物法に よる場 合	(新規) (新規) 当該非住宅部分の床面	(新規)
能計変軽変該て保のがなにしる		国級非任宅部分の床面 積の合計が <u>1,000平方</u> <u>メートル</u> 以上2,000平 方メートル未満のもの (以下現行に同じ)	円	有 岩 多 車 多 計 ~	能計変軽変該で保のがなにしる	可以		国政邦任宅部分の床面 積の合計が <u>300平方メ</u> <u>ートル</u> 以上2,000平方 メートル未満のもの (以下省略)	円
ことを 証する 書面の 交付	準入力 法等に	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メ ートル以上1,000平方 メートル未満のもの 当該非住宅部分の床面	199, 200 円 257, 100	111111	ことを 証する 書面の 交付		(2) 標 準入力 法等に よる場 合	(新規) 当該非住宅部分の床面	(新規) 257, 100

改正後			改正前			
	積の合計が <u>1,000平方</u>	円		積の合計が <u>300平方メ</u>	円	
	メートル以上2,000平			<u>ートル</u> 以上2,000平方		
	方メートル未満のもの			メートル未満のもの		
	(以下現行に同じ)			(以下省略)		

備考

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等(建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。)又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書きに規定する国土交通大臣が エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によっ て非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、 かつ、省令第10条第1号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって 非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進の ために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等(建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料という。以下同じ。)の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

(新規)

(新規)

改正前

3 適合性判定手数料等について、複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。

- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。
- 5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。
- 6 特定建築行為(法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に該当する増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。
- 7 向上計画認定申請手数料等について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)について、複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。
- 3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。
- 4 特定建築行為(法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に該当する増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表に おいて「認定申請手数料等」という。) について、1の建築物の 申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を

- 8 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住 戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額 は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 9 <u>向上計画</u>認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 10 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物(以下「申請建築物」という。)に自他供給型熱源機器等(同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。)を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。
- 11 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。
- 12 他の建築物について、建築物省エネ法<u>第34条</u>第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建

- 合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。
- 6 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。
- 7 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する 建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非 住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住 宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。
- 8 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物(以下「申請建築物」という。)に自他供給型熱源機器等(同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。)を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。
- 9 建築物省エネ法<u>第31条</u>第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。
- 10 他の建築物について、建築物省エネ法<u>第29条</u>第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建

築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の 款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性 能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同 じ場合に限る。

- 13 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。
- 14 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。
- 15 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- 16 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の 款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性 能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同 じ場合に限る。

- 11 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。
- 12 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。
- 13 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。
- 14 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。